

統合スケジュールと跡施設利用の基本的な考え方

1 高浜第二小学校・高浜第三小学校統合スケジュール(予定)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
高浜三小	通常使用	通常使用 (設計期間)	業者選定 及び契約 までの準備期間 改修工事	高浜二小と高浜三小の 統合小学校舎として使用
高浜二小	通常使用	通常使用 (仮校舎のための修繕)	仮校舎として使用 統合	跡施設

2 統合による跡施設利用の基本的な考え方

(「千葉県学校適正配置実施方針」より抜粋)

- (1) 費用対効果を勘案し、有効活用することを原則として検討する。
- (2) 有効活用の検討に当たっては、地元の要望に配慮するとともに、全市的な行政施策との調整を図りながら別途利用計画を策定する。
- (3) 有効活用後、残った跡施設を処分する場合は、処分益を教育施設等の整備・充実のために優先的に活用する。

千葉市学校適正配置実施方針概要

I 実施方針策定に当たって

1 実施方針策定の趣旨
 子どもたちのよりよい教育環境の整備と教育の質の充実を目的とした学校適正配置を推進するため、実施方針を策定する。

2 実施方針策定に向けた背景
 ・本市の多くの小学校・中学校が小規模校化する一方、地域によっては開発等に伴い大規模校化が進むなど、居住地域による教育環境の不均衡が生じている。
 ・平成16年度から2年間にわたり、学校規模の適正化に向け、市内5か所、10校の小学校を対象に第1次学校適正配置に取り組み、平成18年4月に花島小学校が開校。
 ・第1次の取り組みの課題（「規模だけでなく配置からの検討の必要性」「学校と地域の関係を考慮することの必要性」「将来を見据えた学校適正配置計画の必要性」）を踏まえ、平成18年度からは第2次の取り組みをスタートさせ、平成19年3月、「第2次千葉市学校適正配置検討委員会」による適正配置に向けた答申を受ける。

3 千葉市の教育施策上の必要性
 学校適正配置の推進により、活力ある学校づくりをとおして、「わかる授業・楽しい教室・夢広がる学校」の実現を図る。



II 適正配置に向けての取り組みの基準

- 千葉市における学校の適正規模**
 ○教育的な視点、学校運営の視点から、小・中学校ともに12～24学級の規模
- 千葉市における学校適正配置対象校**
 ○12学級未満の学校を小規模校、25学級以上の学校を大規模校とし、将来にわたり適正化が望めない学校（平成28年度の推計）
 ・小規模校：小学校51校、中学校32校
 ・大規模校：小学校9校、中学校3校
- 千葉市小・中学校の学校適正配置**
 ○通学距離は、小学校で概ね4km以内、中学校で概ね6km以内とし、統合を検討する際は、通学距離と時間に十分配慮する。
- 適正配置の取り組み方法**
 - 小規模校の適正配置**
 ○統合及び学区調整の方法を基本とし、立地形態の区分ごとに、次のように適正配置の方法を検討
 - 〔Aパターン地域〕複数の小規模校が集中する地域
 ・地域の枠組みを設定し、統合により適正配置を行う。その際、必要に応じて通学区域の調整を行う。
 - 〔Bパターン地域〕小規模校が分散している地域
 ・学校の立地条件により、それぞれ次の方法により適正配置を行う。
 - 隣接した箇所に大規模校がある場合⇒大規模校との通学区域の調整による適正配置
 - 隣接した箇所に小規模校しかない場合⇒統合による適正配置
 - 隣接した箇所に適正規模校がある場合で、
 - 適正規模校が20学級以上の場合⇒学区調整等による適正配置
 - 適正規模校が20学級未満の場合⇒統合等による適正配置
 - 〔Cパターン地域〕小規模校が点在している地域
 ・通学手段の検討による統合や、小中一貫教育校等の制度の導入などを検討する。
 - 大規模校の適正配置**
 ○近接する学校との通学区域の調整による適正配置

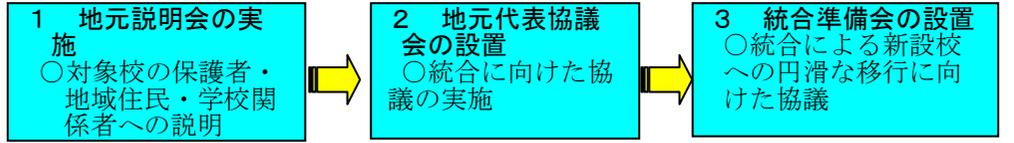
III 統合に伴う教育環境の整備

- 通学路の安全確保**
 - 通学路の安全マップの作成
 - セーフティウォッチ事業等の活用による児童・生徒の安全対応
 - 特段の安全確保を要する箇所が生じた場合、実情に応じて、スクールガードアドバイザー等の巡回・見回りを検討
 - 通学路状況による施設面での安全対策について、関係機関に要望
- 学校施設・設備の整備**
 - 施設整備面において機能的に新設校と同等程度の整備
 - 大規模改修を基本としたリニューアル
 - 耐用年数等により大規模改修できない場合には改築を検討
- 教員等の配置**
 - スムーズな学校運営と安定した教育実践が行われるよう、学校の実情を踏まえ、必要な場合には、増置教員・非常勤職員を配置
 - 近隣中学校との連携等により、統合後の小学校にスクールカウンセラーを派遣

IV 統合による跡施設利用の基本的な考え方

- 費用対効果を勘案し、有効活用することを原則として検討
- 有効活用にあたっては、地域の要望に配慮するとともに、全市的な行政施策との調整を図りながら利用計画を策定
- 有効活用後、残った跡施設を処分（売却）する場合は、処分（売却）益を教育施設等の整備・充実のために優先的に活用

V 統合による適正配置の進め方



VI 適正配置に向けたスケジュール

平成19年度	平成20年度	平成21年度～
	【Aパターン地域】美浜地区・大規模校	
	【Aパターン地域】花見川・千城台地区・	【Bパターン地域】
		【B・Cパターン地域】